

正誤表

2024年版 司法試験・予備試験 体系別短答式過去問集 4 行政法

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
(6)	1 問題分析 1行目 令和5年度の司法試験予備試験刑事訴訟法短答式試験は	令和5年度の司法試験予備試験行政法短答式試験は	26/04/02
69	予平23-14 (No.29) 肢ウ <u>解説を以下に差替え</u> 採石法33条の7第1項の条件(法定附款)は、講学上の負担にあたると解される。行政行為の附款はそれ自体行政行為であるが、附款が行政行為と実質的に不可分で附款がなければ行政行為自体が実質的に意味を持たない場合には附款のみ取り上げて取消訴訟することは認められない。これに対して、附款と行政行為とが分離できる場合には附款のみの取消訴訟も認められる。このように附款のみの取消訴訟を提起できる場合にも認可処分取消訴訟を提起できるかが問題となるが、この点について明確に論じた文献は見られなかった(取消訴訟を提起する側としては、認可処分取消しの可能性を排除すべく、附款のみの取消訴訟を提起することを望むことが多いと考えられ、そのような実例が多いとのことで、それについて解説した書籍は散見された)。本肢においては、採石法の趣旨、目的(同法§33の4から推測)からすれば、知事が付することができる条件は、採石の安全性を確保するための条件であり(選択肢イ参照)、そうだとすると、知事が付する条件は、処分とは実質的に不可分の関係にあり、附款のみの取消訴訟を提起することはできないと考えられるので、附款のみの取消訴訟を提起できるか否かに関わらず、認可処分取消訴訟を適法に提起できる。		26/04/02
209	予平28-17 (No.89) 解答のポイント 下から2~1行目 肢アが <u>秩序罰でない</u> ことがわかる。	肢アが <u>執行罰でなく、秩序罰の過料である</u> ことがわかる。	26/04/02
275	平18-33 (No.119) 肢ウ <u>解説を以下に差替え</u> 開示請求に係る行政文書に開示請求者以外の者の情報が記録されている場合について、情報公開法は、行政機関の長は、事前に、当該情報に係る第三者に対し意見書の提出の機会を与えることができるとし(§13-I)、また特定の場合には提出の機会を与えなければならないとする(同条-II)が、いずれの場合も、意見書の意見に従って開示するか否かの決定を行わなければならないとはせず、「開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない」とするのみである。		26/04/02

543	<p>予令 4-21 (No.238) 肢ウ <u>解説 2 行目「本肢」から解説末尾までを以下に差替え</u></p> <p>判例 (最判令元. 7. 22=行政百選ⅡNo.201) は、本肢のような、公務員が「本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分の予防を目的として、本件職務命令に基づく公的義務の不存在確認を求める」訴訟は「無名抗告訴訟であると解される」とするので、本肢は誤っている。なお、この判例は、「このような将来の不利益処分の予防を目的として当該処分的前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は、当該処分に係る差止めの訴えと」目的やこれが認容されたときに処分ができなくなる点で効果も同じこと等を理由に「上記無名抗告訴訟につき、差止めの訴えよりも緩やかな訴訟要件」で許容されないとして、差止め訴訟において認められる「蓋然性の要件」を満たさない場合には不適法とした。また、別の判例 (最判平 24. 2. 9=行政百選ⅡNo.200) は、本肢のような場合を前掲判例と同様に無名抗告訴訟とした上で、他に適当な争訟方法 (差止め訴訟) がある以上不適法とし、また本肢と異なり、懲戒処分等の行政処分以外の処遇上の不利益回避を目的とする場合には公法上の法律関係に関する確認の訴え (実質的当事者訴訟) であるとした。</p>	26/04/02				
647	<p>予令元-24 (No.286)</p> <p>肢イ <u>解説末尾に以下を追加</u></p> <p>是正措置が問題になった有名な事件は、米軍普天間基地 (沖縄県宜野湾市) の名護市辺野古への移設工事を巡り、国が地盤改良工事を盛り込んだ設計計画変更を申請したのに対し、沖縄県がこれを不承認としたため、国が県に承認を求める是正指示 (本肢と異なり、法定受託事務についての是正指示: 地方自治法 § 245 の 7-I) をした事件である。これに対して沖縄県は、国地方係争処理委員会審査の申出 (同法 § 250 の 13-I) をしたが違法でないとの通知を受けたので、国の是正措置が違法と提訴 (地方自治法 § 251 の 5) したが棄却された (最判令 5. 9. 4)。</p> <p>肢ウ <u>解説を以下に差替え</u></p> <p>「各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務 (注: 1号法定受託事務) の管理若しくは執行が法令の規定 (注: 辺野古事件では、同法 § 245 の 7-I に違反するとされた) 若しくは当該各大臣の処分に違反するものがある場合」一定の要件の下、違反を是正するよう勧告でき (地方自治法 § 245 の 8-I)、この勧告に従わない場合勧告に従うよう指示でき (同条-II)、この指示に従わない場合、高等裁判所に訴え提起でき (同条-III)、高等裁判所がこの請求に理由があると認めるときは当該事項を都道府県知事に命ずる旨の判決ができる (同条-VI)。知事がこれに従わなかったときには各大臣は代執行できる (同条-VIII)。実際に辺野古事件においても、国は以上のような手続を踏襲して、沖縄県が不承認とした設計計画変更申請を代執行で承認した。</p> <table border="1" data-bbox="209 1630 1350 1865"> <tr> <td data-bbox="209 1630 778 1771"> <p>肢エ <u>解説 3 行目</u></p> <p>したがって、「当該地方公共団体</p> </td> <td data-bbox="778 1630 1350 1771"> <p>したがって、「<u>国の行政庁は</u>」当該地方公共団体</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1771 778 1865"> <p>解答のポイント 2 行目</p> <p>肢エとの関係にも見られる</p> </td> <td data-bbox="778 1771 1350 1865"> <p>肢イ・ウ・エとの関係にも見られる</p> </td> </tr> </table>	<p>肢エ <u>解説 3 行目</u></p> <p>したがって、「当該地方公共団体</p>	<p>したがって、「<u>国の行政庁は</u>」当該地方公共団体</p>	<p>解答のポイント 2 行目</p> <p>肢エとの関係にも見られる</p>	<p>肢イ・ウ・エとの関係にも見られる</p>	26/04/02
<p>肢エ <u>解説 3 行目</u></p> <p>したがって、「当該地方公共団体</p>	<p>したがって、「<u>国の行政庁は</u>」当該地方公共団体</p>					
<p>解答のポイント 2 行目</p> <p>肢エとの関係にも見られる</p>	<p>肢イ・ウ・エとの関係にも見られる</p>					

以上